

第46号議案

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年6月8日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。<u>第18条第2項の表第1号</u>において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節<u>(第46条第10項から第12項までを除く。)</u>の規定中法人の市民税に関する規定</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。<u>第18条第2項の表の第1号</u>において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>

改正後	改正前
<p>を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第50条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額</u>(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄に定める額</u>とする。</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第50条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額</u>(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄に定める額</u>とする。</p>
(略)	(略)
<p>3・4 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、</p>

改正後	改正前
<p>地震保険料控除額，障害者控除額，寡婦（寡夫）控除額，勤労学生控除額，配偶者控除額，配偶者特別控除額又は扶養控除額を，<u>前年の合計所得金額が2，500万円以下である所得割の納税義務者については，同条第2項，第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</u></p> <p>（調整控除）</p> <p>第25条 <u>前年の合計所得金額が2，500万円以下である所得割の納税義務者については，その者の第22条の規定による所得割の額から，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める金額を控除する。</u></p> <p>(1) 当該納税義務者の第22条第2項に規定する課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に，当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する<u>場合には，当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</u></p> <p>イ （略）</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には，5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に，当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する<u>場合には，当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</u></p> <p>イ （略）</p>	<p>地震保険料控除額，障害者控除額，寡婦（寡夫）控除額，勤労学生控除額，配偶者控除額，配偶者特別控除額又は扶養控除額を，所得割の納税義務者については，同条第2項，第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（調整控除）</p> <p>第25条 所得割の納税義務者については，その者の第22条の規定による所得割の額から，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第22条第2項に規定する課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に，当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する<u>場合においては，当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</u></p> <p>イ （略）</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には，5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に，当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する<u>場合においては，当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</u></p> <p>イ （略）</p>

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第32条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。</u>）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、これらの控除に関する事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第32条第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、これらの控除に関する事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第13条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第13条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（特別徴収義務者）</p> <p>第45条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下こ</p>	<p>4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第13条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第13条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（特別徴収義務者）</p> <p>第45条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下こ</p>

改正後	改正前
<p>の節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第45条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合<u>には</u>、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第45条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第45条の3中「前条第1項」とあるのは「第45条の5第1項」と、<u>「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」の特別徴収義務者」と</u>、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「から</p>	<p>の節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第45条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合<u>においては</u>、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合<u>においては</u>、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。<u>以下この節において同じ。</u>)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第45条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第45条の3中「前条第1項」とあるのは「第45条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>その日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「<u>納税申告書</u>」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 <u>法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p> <p>11 <u>前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p> <p>12 <u>第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長</u></p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>に到達したものとみなす。</u></p> <p>第4節 市たばこ税 (製造たばこの区分)</p> <p><u>第100条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>喫煙用の製造たばこ</u></p> <p>ア <u>紙巻たばこ</u></p> <p>イ <u>葉巻たばこ</u></p> <p>ウ <u>パイプたばこ</u></p> <p>エ <u>刻みたばこ</u></p> <p>オ <u>加熱式たばこ</u></p> <p>(2) <u>かみ用の製造たばこ</u></p> <p>(3) <u>かぎ用の製造たばこ</u> (市たばこ税の納税義務者等)</p> <p><u>第100条の2</u> (略)</p> <p>2 (略) (卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>2～4 (略) (製造たばことみなす場合)</p> <p><u>第101条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)), 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者, 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品</u></p>	<p>第4節 市たばこ税</p> <p>(市たばこ税の納税義務者等)</p> <p><u>第100条</u> (略)</p> <p>2 (略) (卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後		改正前																									
<p>又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡し がされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、 製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第102条 たばこ税の課税標準は、第100条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第106条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>		<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第102条 たばこ税の課税標準は、第100条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア パイプたばこ	1グラム	イ 葉巻たばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	(略)	
区分	重量																										
1 喫煙用の製造たばこ																											
ア 葉巻たばこ	1グラム																										
イ パイプたばこ	1グラム																										
ウ 刻みたばこ	2グラム																										
(略)																											
区分	重量																										
1 喫煙用の製造たばこ																											
ア パイプたばこ	1グラム																										
イ 葉巻たばこ	1グラム																										
ウ 刻みたばこ	2グラム																										
(略)																											
<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗</p>																											

改正後	改正前
<p><u>じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2) <u>加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率，一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率，法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p><u>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</u></p> <p><u>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4 <u>第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合に</u></p>	<p>3 <u>前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は，第100条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当りの重量</u></p>

改正後	改正前
<p><u>おける計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第100条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u></p> <p>(たばこ税の税率)</p>	<p>に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(たばこ税の税率)</p>

改正後	改正前
<p>第103条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。 (たばこ税の課税免除)</p> <p>第104条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第100条の2</u>の規定を適用する。 (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第106条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第104条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第104条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>第103条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。 (たばこ税の課税免除)</p> <p>第104条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第100条</u>の規定を適用する。 (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第106条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第100条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第104条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第104条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p>

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第12条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>10万円を加算した金額</u>(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第13項、第17項、<u>第20項</u>から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、<u>第45項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p><u>4 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u></p>	<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第12条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、<u>市民税の所得割</u>(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは<u>第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は<u>3分の1</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u></p>

改正後	改正前
5 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	5 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
6 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	
7 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	
8 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
9 (略)	7 (略)
10 (略)	8 (略)
11 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	
12 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	
13 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	
14 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	
15 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	
16 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
17 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
18 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	11 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
19 (略)	12 (略)
20 (略)	13 (略)
21 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は	14 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は

改正後	改正前
<p>3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 <u>法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる</u></p>	<p>3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>土地の所在、地目及び地積</u></p> <p>(3) <u>令附則第12条第9項各号に掲げる土地の区分</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後</u> <u>に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>13 （略）</p> <p>（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）</p> <p>第17条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等</p>	<p>改正前</p> <p>13 （略）</p> <p>（平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例）</p> <p>第17条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等</p>

改正後	改正前
<p>に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地</u>又は<u>平成31年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（市街化区域農地に対して課する<u>平成6年度</u>以降の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第29条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第17条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分</u>の特別土地保有税については、第120条第1号及び第124条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定</p>	<p>に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地</u>又は<u>平成28年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成29年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（市街化区域農地に対して課する<u>昭和47年度</u>以降の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第29条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第17条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分</u>の特別土地保有税については、第120条第1号及び第124条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定</p>

改正後	改正前
<p>の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、<u>第37条の9の4又は第37条の9の5</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>

第2条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条の2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条の2 (略)</p>

改正後	改正前
2～20 (略)	2～20 (略)
<u>2.1</u> 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零とする。	
<u>2.2</u> (略)	<u>2.1</u> (略)

第3条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第102条 (略)	第102条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
4～10 (略)	4～10 (略)
附 則	附 則
(読替規定)	(読替規定)

改正後	改正前
<p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項, 第13項, 第17項, 第20項から第24項まで, 第26項, 第27項, 第31項, 第35項, 第39項, 第42項, <u>第43項, 第44項</u>若しくは<u>第47項</u>, 第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第142条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2～18 (略)</p> <p>19 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>21 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は零とする。</p> <p>22 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項, 第13項, 第17項, 第20項から第24項まで, 第26項, 第27項, 第31項, 第35項, 第39項, 第42項, <u>第44項, 第45項</u>若しくは<u>第48項</u>, 第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第142条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2～18 (略)</p> <p>19 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>21 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零とする。</p> <p>22 (略)</p>

第4条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第103条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第103条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>

第5条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(たばこ税の課税標準)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (<u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率</u>、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p>	<p style="text-align: center;">(たばこ税の課税標準)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率</u>、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの</p>

改正後	改正前
<p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第103条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。</p>	<p>0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第103条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>

第6条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第101条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)),加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者,加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者か</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第101条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)),加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者,加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者か</p>

改正後	改正前
<p>ら委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第100条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第1号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻</p>	<p>ら委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、<u>第2号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び<u>第3号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は<u>前項第1号</u>に掲げる方法により<u>同号</u>に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第100条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻</p>

改正後	改正前
<p>たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9</u> （略）</p>	<p>たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9</u> <u>第3項各号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>10</u> （略）</p>

（芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
 (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則（平成27年7月13日条例第28号抄） （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第103条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1, 000本につき2, 925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1, 000本につき3, 355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1, 000本につき4, 000円</p> <p>3（略）</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第100条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定に</p>	<p>附 則（平成27年7月13日条例第28号抄） （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第103条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1, 000本につき2, 925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1, 000本につき3, 355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1, 000本につき4, 000円</p> <p>3（略）</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第100条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定に</p>

改正後	改正前
<p>よりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0本につき4 3 0円とする。</p> <p>5～1 2 （略）</p> <p>1 3 <u>平成3 1年1 0月1 日</u>前に地方税法第4 6 5条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第5 2条第1 2項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0本につき<u>1, 6 9 2円</u>とする。</p> <p>1 4 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の</p>	<p>よりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0本につき4 3 0円とする。</p> <p>5～1 2 （略）</p> <p>1 3 <u>平成3 1年4月1 日</u>前に地方税法第4 6 5条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第5 2条第1 2項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0本につき<u>1, 2 6 2円</u>とする。</p> <p>1 4 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の</p>

改正後			改正前		
左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	(略)		第5項	(略)	
	平成28年5月2日	平成31年10月31日		平成28年5月2日	平成31年4月30日
		日			
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日	第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
				日	
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中芦屋市市税条例第100条を第100条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第101条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第102条から第104条まで及び第106条の改正規定並びに第7条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中芦屋市市税条例第14条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第29条第1項の改正規定並びに同条例附則第36条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第3条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第3条中芦屋市市税条例第102条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中芦屋市市税条例第13条第1項及び第3項並びに第46条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

- (6) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中芦屋市市税条例第14条第1項第2号の改正規定，同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第21条及び第25条の改正規定並びに同条例附則第12条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第5条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第6条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中芦屋市市税条例附則第16条第2項の改正規定（「若しくは第45項」を「，第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。） 公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日のいずれか遅い日
- (11) 第2条の規定 公布の日又は生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日のいずれか遅い日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は，平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成30年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は，平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成32年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の芦屋市市税条例（次条及び第5条において「新条例」という。）第13条第1項及び第3項並びに第46条第10項から第12項までの規定は，平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き，新条例の規定中固定資産税に関する部分は，平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し，平成29年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律

第3号。第6項及び次条において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第16条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに取得される改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第1号に規定する施設に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(芦屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年芦屋市条例第28号)附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第100条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第10条、第106条第4項及び第5項、第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第106条第1項若しくは第2項,	芦屋市市税条例等の一部を改正する条例 (平成30年芦屋市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。) 附則第7条第3項,
第10条第2号	第106条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
第10条第3号	第106条第1項若しくは第2項の申告書, 第122条第1項, 第133条第1項又は第134条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限
第106条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成30年総務省令第24号) 別記第2号様式
第106条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項
第108条の2第1項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
	当該各項	同項
第109条第2項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項

5 30年新条例第107条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条

の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の芦屋市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第10条、第106条第4項及び第5項、第108条の

2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第106条第1項若しくは第2項、	芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年芦屋市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第10条第2号	第106条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第10条第3号	第106条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1項、第133条第1項又は第134条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第106条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第106条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第108条の2第1項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第109条第2項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 32年新条例第107条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及び

その他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、平成33年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第5条の規定による改正後の芦屋市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第10条、第106条第4項及び第5項、第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第106条第1項若しくは第2項,	芦屋市市税条例等の一部を改正する条例 (平成30年芦屋市条例第 号。以下 この条及び第2章第4節において「平成 30年改正条例」という。) 附則第11 条第3項,
第10条第2号	第106条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第10条第3号	第106条第1項若しくは第2項の申告 書, 第122条第1項, 第133条第1 項又は第134条第1項の申告書でその 提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項 の納期限
第106条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34 号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成30年総務省令第25号) 別記第 2号様式
第106条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第108条の2第1項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第109条第2項	第106条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第107条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数

を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

参 照

芦屋市市税条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い，関係条文を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市市税条例の一部改正（第1条から第6条まで関係）

ア 個人市民税

(ア) 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について，非課税措置の対象となる障害者，未成年者，寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額の要件を135万円以下（現行は125万円以下）とする。（第14条）

(イ) 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について，前年の合計所得金額が次に掲げる金額以下である者に対しては，均等割を課さないこととする。
(第14条)

改正案	$35 \text{万円} \times (\text{本人, 同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数}) + 10 \text{万円} (\text{※})$
現 行	$35 \text{万円} \times (\text{本人, 同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数}) (\text{※})$

※ 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には，上記金額に21万円を加算

(ウ) 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について，前年の総所得金額等の合計額が次に掲げる金額以下である者に対しては，所得割を課さないこととする。（附則第12条）

改正案	$35 \text{万円} \times (\text{本人, 同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数}) + 10 \text{万円} (\text{※})$
現 行	$35 \text{万円} \times (\text{本人, 同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数}) (\text{※})$

※ 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には，上記金額に32万円を加算

(エ) 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税における基礎控除及び調整控除について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者は適用できないこととする。(第21条及び第25条)

(オ) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者(※1)に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。(第29条)

※1 源泉控除対象配偶者とは、納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の配偶者で当該納税義務者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が85万円(平成32年1月1日以降は95万円)以下であるものをいう。

イ 法人市民税

資本金の額又は出資金が1億円を超える内国法人等は、納税の申告を地方税関係手続用電子情報処理組織(eLTAX(※2))を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法により行わなければならないこととする。(第46条)

※2 eLTAXとは、地方公共団体で組織する「一般社団法人地方税電子化協議会(平成31年4月に「地方税共同機構」に改組)」が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告等の手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムをいう。

ウ 固定資産税及び都市計画税

(ア) 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された公害防止のために設置される汚水又は廃液の処理施設(償却資産)に対して課す固定資産税の特例措置として、課税標準に乗じる特例割合を2分の1(現行は3分の1)とする。(附則第16条の2)

(イ) 中小事業者等が取得した土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設(償却資産)に対して課す固定資産税の特例措置を廃止することとする。(附則第16条の2)

(ウ) 次に掲げる固定資産に対して課す固定資産税の特例措置として、課税標準に乗じる特例割合を次のとおり定めることとする。(aについては最初の6年度分、b及びcについては最初の3年度分に限る。)(附則第16条の2)

特例措置の対象となる固定資産の区分		課税標準に乗 じる特例割合
a	平成30年4月1日から平成33年3月31日までの期間内に津波災害警戒区域において指定された指定避難施設の避難用部分の用に供する家屋及び償却資産	3分の2
b	平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された特定再生可能エネルギー発電設備（償却資産）	(a) 太陽光発電設備（※3）（出力1,000kw以上）
		(b) 風力発電設備（出力20kw未満）
		(c) 水力発電設備（出力5,000kw以上）
		(d) 地熱発電設備（出力1,000kw未満）
		(e) バイオマス発電設備（出力10,000kw以上20,000kw未満）
		4分の3
		3分の2
c	生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの期間内に中小事業者等が認定先端設備等導入計画（※4）に従って取得した先端設備等（※5）（償却資産）	0

※3 太陽光発電設備は、固定価格買取制度による売電のために認定を受けた設備以外で、国の補助を受けて取得した自家消費型の設備に限る。

※4 認定先端設備等導入計画とは、先端設備等の導入をしようとする中小事業者等が作成し、導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（経済産業大臣が同意した導入促進基本計画を作成した市町村）に提出し、認定を受けた設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画をいう。

※5 先端設備等とは、従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した機械装置等であって、早急に導入することが中小事業者等の生産性の向上に不可欠なものとして生産効率等の生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する等の一定の要件を満たすものをいう。

(エ) 特定市街化区域農地の所有者等が、当該農地を転用して新築した一定の貸家住宅の敷地の用に供する土地に係る固定資産税の減額措置の廃止に伴い、当該減額措置の申告手続に係る規定を削ることとする。

(附則第16条の3)

(オ) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置の申告手続に係る規定を定めることとする。

(附則第16条の3)

(カ) 土地の価格の据置年度（平成31年度又は平成32年度）においても、地価が下落し課税上著しく均衡を失すると認める場合、価格を下落修正することができる特例措置を継続することとする。（附則第17条の2）

エ 市たばこ税

(ア) 製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けることとする。

(第100条)

(イ) 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（間接加熱方式の加熱式たばこ）を製造たばことみなして市たばこ税に係る規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことする。（第101条の2）

(ウ) 加熱式たばこの課税標準を次のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。（第102条）

a 加熱式たばこ（(イ)の加熱式たばこの喫煙用具を除く。）の重量の1gをもって紙巻たばこの1本に換算した本数に0.8を乗じて計算した本数

b 加熱式たばこの重量（品目ごとの1個当たりの重量×数量）（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の0.4gをもって紙巻たばこの0.5本に換算した本数に0.2を乗じて計算した本数

c 加熱式たばこの小売価格（品目ごとの1個当たりの金額×数量）を、紙巻たばこの1本のコストに相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算した本数に0.2を乗じて計算した本数

(エ) (ウ)の換算方法は、段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれに定める本数の合計数とする。

(第102条)

期 間	課税標準
～平成30年9月30日	現行の換算本数（※6）×1.0
平成30年10月1日～ 平成31年9月30日	現行の換算本数×0.8+新換算本数（※7）×0.2

平成31年10月1日～ 平成32年9月30日	現行の換算本数×0.6+新換算本数×0.4
平成32年10月1日～ 平成33年9月30日	現行の換算本数×0.4+新換算本数×0.6
平成33年10月1日～ 平成34年9月30日	現行の換算本数×0.2+新換算本数×0.8
平成34年10月1日～	新換算本数×1.0

※6 現行の換算本数：(ウ) a の換算方法により換算した本数

※7 新換算本数：(ウ) b 及び c の換算方法により換算した本数

(オ) 次に掲げる期間における市たばこ税の税率は、それぞれに定める税率とする。(第103条)

期 間	税率 (1,000本当たり)
～平成30年9月30日	5,262円
平成30年10月1日～平成32年9月30日	5,692円
平成32年10月1日～平成33年9月30日	6,122円
平成33年10月1日～	6,552円

(カ) (オ)の税率の引上げ日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等又は小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととし、税率を1,000本につき430円とする。

(改正附則第7条、第9条及び第11条)

オ その他所要の規定の整備

(2) 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年芦屋市条例第28号)の一部改正(第7条関係)

ア 平成27年改正条例において講じた紙巻たばこ旧3級品に係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率(1,000本につき4,000円)は、同年9月30日まで適用を延長することとする。(平成27年改正条例改正附則第6条)

イ 平成31年10月1日の税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ

旧 3 級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等又は小売販売業者
に対して、手持品課税を行うこととし、税率を 1, 0 0 0 本につき 1, 6 9 2
円とする。(平成 2 7 年改正条例改正附則第 6 条)

ウ その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 2 (1)ウ (ウ) c の規定を除く。) の規定及び 2 (1)オの一部の規定 公布の日
- (2) 2 (1)エ及び 2 (2)の規定 平成 3 0 年 1 0 月 1 日
- (3) 2 (1)ア(カ)の規定 平成 3 1 年 1 月 1 日
- (4) 2 (1)オの一部の規定 平成 3 1 年 4 月 1 日
- (5) 2 (1)エ(エ)の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日
- (6) 2 (1)イの規定 平成 3 2 年 4 月 1 日
- (7) 2 (1)エ(エ)から(カ)までの規定 平成 3 2 年 1 0 月 1 日
- (8) 2 (1)ア ((カ)の規定を除く。) の規定 平成 3 3 年 1 月 1 日
- (9) 2 (1)エ(エ)から(カ)までの規定 平成 3 3 年 1 0 月 1 日
- (10) 2 (1)エ(エ)の規定及び 2 (1)オの一部の規定 平成 3 4 年 1 0 月 1 日
- (11) 2 (1)オの一部の規定 公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する
法律(平成 3 0 年法律第 2 2 号) の施行の日のいずれか遅い日
- (12) 2 (1)ウ(ウ) c の規定 公布の日又は生産性向上特別措置法の施行の日のいずれ
か遅い日
- (13) 市民税に関する経過措置
 - ア 2 (1)ア(カ)の規定による改正後の個人市民税に係る規定は、平成 3 1 年度以
後の年度分の個人市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人市民税に
ついては、なお従前の例による。
 - イ 2 (1)ア((カ)の規定を除く。)の規定による改正後の個人市民税に係る規定は、
平成 3 3 年度以後の年度分の個人市民税について適用し、平成 3 2 年度分まで
の個人市民税については、なお従前の例による。
 - ウ 改正後の法人市民税に係る規定は、平成 3 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業
年度分の法人市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人市民税につ
いて適用し、同日前に開始した事業年度分の法人市民税及び同日前に開始した
連結事業年度分の法人市民税については、なお従前の例による。
- (14) 固定資産税に関する経過措置

ア 改正後の固定資産税に係る規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された公害防止のために設置される汚水又は廃液の処理施設等に対して課す固定資産税については、なお従前の例による。

ウ 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び当該施設に附属する避難用の償却資産に対して課す固定資産税については、なお従前の例による。

エ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備に対して課す固定資産税については、なお従前の例による。

オ 2(1)ウ(ア)の規定は、施行日以後に新たに取得される公害防止のために設置される汚水又は廃液の処理施設に対して課す平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

カ 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に中小事業者等が取得をした商品の生産等の用に供する設備等であって、経営力向上に特に資する機械装置等に対して課す固定資産税については、なお従前の例による。

(15) 都市計画税に関する経過措置

改正後の都市計画税に係る規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

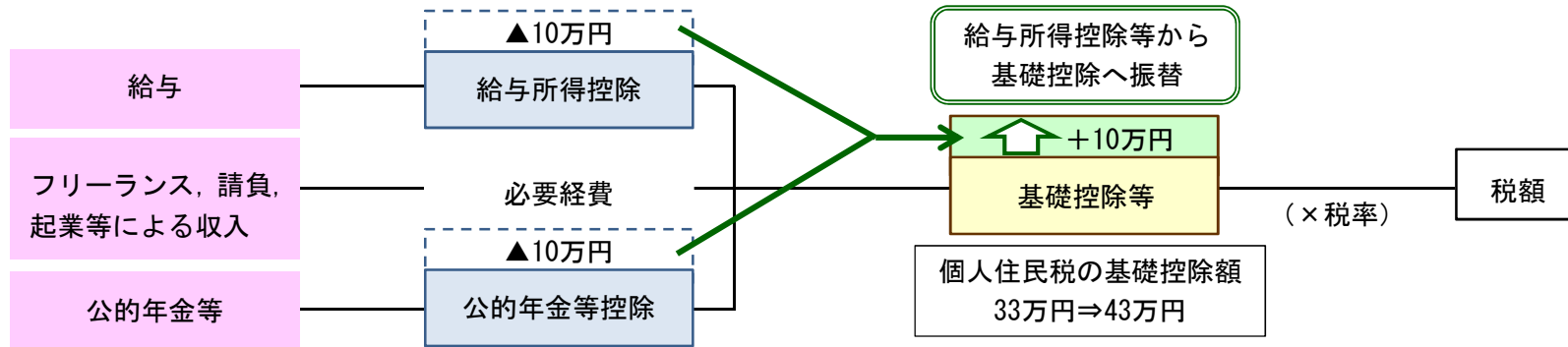
(16) 市たばこ税に関する経過措置

2(1)エ(オ)の税率の引上げ日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

【改正の背景】

- フリーランスや自営業者など様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に負担調整の比重を移していくことが必要。
- こうした基本的な考え方の下、平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとする個人所得課税の見直しが行われた。



給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う調整措置

給与所得控除等から基礎控除への振替に伴い、同じ収入であっても、合計所得金額等が10万円増加するため、非課税措置及び非課税限度額について、次のとおり所得要件を10万円引き上げる。

【障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置】

- 非課税措置の合計所得金額要件：125万円以下⇒135万円以下

【非課税限度額】

- 基準額に10万円を加算

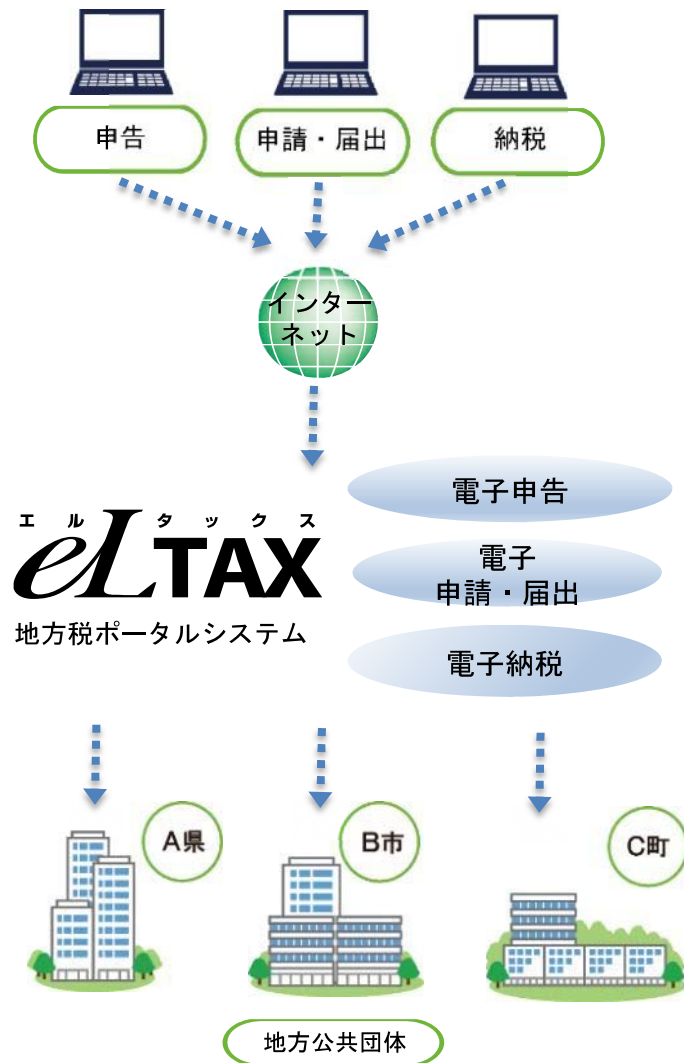
均等割	所得金額	≤	基本額 35万円	×	世帯人員数	+	見直し案 10万円	+	加算額 21万円
所得割	所得金額	≤	35万円	×	世帯人員数	+	10万円	+	32万円

(注1) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

(注2) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

eLTAXの概要

eLTAXは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。



○ 利用可能な手続

税目	電子申告	電子申請・届出
法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間申告 ・ 確定申告, 修正申告など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立・設置届 ・ 異動届
固定資産税 (償却資産)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全資産申告 ・ 増加資産/減少資産申告, 修正申告など 	
個人住民税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与支払報告 ・ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 ・ 普通徴収から特別徴収への切替申請 ・ 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所税の申告等 	

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）等について

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた課税標準の特例措置等に係る特例割合を各自治体が自主的に判断し、条例でその特例割合を決定できるようにするもの。

次に掲げる固定資産について、固定資産税の課税標準に乗じる特例割合を次のとおり定める。（附則第16条の2関係）

特例措置の対象となる固定資産の区分	地方税法で定められた特例割合	本市の条例で定める特例割合
平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された公害防止のために設置される汚水又は廃液の処理施設（償却資産）	1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合	1/2 (現行は1/3)
平成30年4月1日から平成33年3月31日までの期間内に津波災害警戒区域において指定された指定避難施設の避難用部分の用に供する家屋及び償却資産	2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合	2/3
平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された特定再生可能エネルギー発電設備（償却資産）	ア 太陽光発電設備（※1）（出力1,000kw以上）	3/4を参酌して7/12以上11/12以下の範囲内において条例で定める割合
	イ 風力発電設備（出力20kw未満）	
	ウ 水力発電設備（出力5,000kw以上） エ 地熱発電設備（出力1,000kw未満） オ バイオマス発電設備（出力10,000kw以上20,000kw未満）	2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合
生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの期間内に中小	0以上1/2以下の範囲内において条例で定める割合	0

事業者等が認定先端設備等導入計画（※2）に従って取得した先端設備等（※3）（償却資産）		
---	--	--

※1 太陽光発電設備は、固定価格買取制度による売電のために認定を受けた設備以外で、国の補助を受けて取得した自家消費型の設備に限る。

※2 認定先端設備等導入計画とは、先端設備等の導入をしようとする中小事業者等が作成し、導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（経済産業大臣が同意した導入促進基本計画を作成した市町村）に提出し、認定を受けた設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画をいう。

※3 先端設備等とは、従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した機械装置等であって、早急に導入することが中小事業者等の生産性の向上に不可欠なものとして生産効率等の生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する等の一定の要件を満たすものをいう。

【本市の条例で定める特例割合の考え方】

1 公害防止のために設置される汚水又は廃液の処理施設に係る課税標準の特例措置
本特例措置については、平成30年度税制改正により、参酌基準が3分の1から2分の1に改正されたが、本市において参酌基準と異なる特例割合を定める特段の事情や必要性がないため、参酌基準である2分の1を本市の条例で定める特例割合とすることが妥当であると判断した。

2 津波災害警戒区域において指定された指定避難施設の避難用部分の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置
本市において参酌基準と異なる特例割合を定める特段の事情や必要性がないため、参酌基準である3分の2を本市の条例で定める特例割合とすることが妥当であると判断した。

3 特定再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

本特例措置の対象となる設備のうち、出力1,000kw以上の太陽光発電設備及び出力20kw未満の風力発電設備については参酌基準が4分の3とされ、出力5,000kw以上の水力発電設備、出力1,000kw未満の地熱発電設備及び出力10,000kw以上20,000kw未満のバイオマス発電設備については

参酌基準が3分の2とされたが、本市において参酌基準と異なる特例割合を定める特段の事情や必要性がないため、参酌基準である4分の3及び3分の2をそれぞれ本市の条例で定める特例割合とすることが妥当であると判断した。

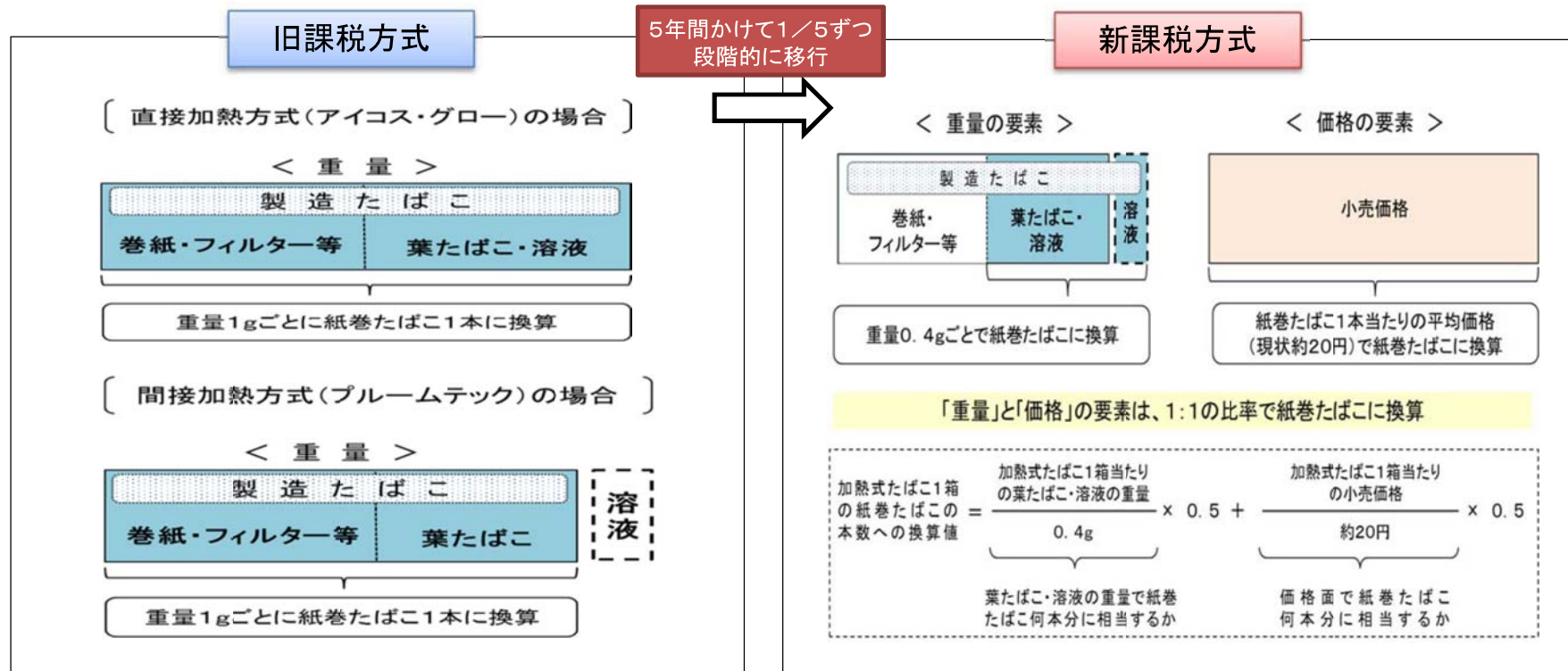
4 中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に係る課税標準の特例措置

中小事業者等を支援することにより、地域経済の活性化を図るとともに、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、設備投資を通じた労働生産性の向上を図る必要がある。

本特例措置に関しては、県内の中小企業関係団体から要望もあり、また、本特例措置については、地方税法において参酌基準が定められず、地方自治体の自主性・主体性をより一層尊重する仕組みとされていること等を踏まえ、地方税法で定められた特例割合（0以上2分の1以下）の下限である0を本市の条例で定める特例割合とすることが妥当であると判断した。

加熱式たばこの課税方式の見直しについて

- 加熱式たばこについて、
 - 喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設する。
 - 紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とする。
- 上記の課税方式の見直しについては、平成30年10月1日から実施し、5年間かけて段階的に移行する。なお、経過期間中の課税標準は、新課税方式による紙巻たばこへの換算を1/5ずつ増やしていくこととする。



地方のたばこ税率の引上げ

- 国と地方のたばこ税の配分比率1:1を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から下記のとおり3段階で引上げ(国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円)。
 - 平成31年4月1日に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ(平成27年度税制改正)を、平成31年10月1日実施に延期する(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用)。
- (注) 「旧3級品」とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

(税率: 円/1,000本)

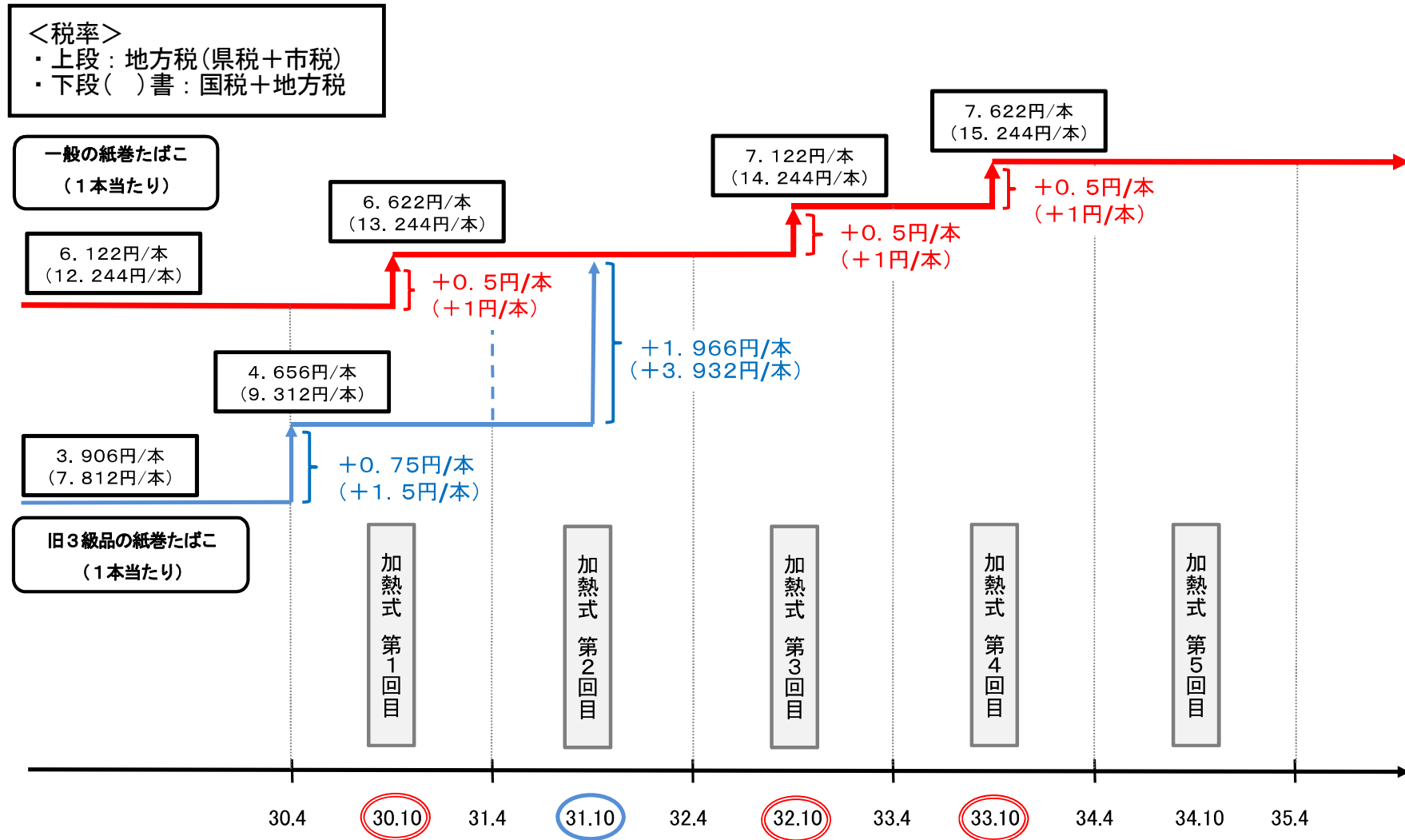
実施時期等	合計			(参考) 国のたばこ税 ※たばこ特別税含む
		道府県 たばこ税	市町村 たばこ税	
<一般品>				
現行	6,122	860	5,262	6,122
平成30年10月1日	6,622	930	5,692	6,622
平成32年10月1日	7,122	1,000	6,122	7,122
平成33年10月1日	7,622	1,070	6,552	7,622
<旧3級品>				
現行	3,906	551	3,355	3,906
平成30年4月1日	4,656	656	4,000	4,656
平成31年10月1日	6,622	930	5,692	6,622

< 税率引上げに伴う所要の措置 >

○ 手持品課税の実施

- ・ 旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のために実施。

地方のたばこ税の見直しの全体像



※1 平成31年4月に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ(平成27年度税制改正)を、平成31年10月実施に延期する。

※2 加熱式たばこの経過期間中の課税標準は、新たな課税方式による紙巻たばこへの換算を1/5ずつ増やしていく。